

もり
ひよし森林だより (119) 2019年
新春号



ロープクライミングによる特殊伐採作業風景

発行=日吉町森林組合 〒629-0341 京都府南丹市日吉町殿田尾崎8-1
Tel=0771-72-0017 Fax=0771-72-1375
E-mail=h-sinrin@fancy.ocn.ne.jp
<http://www.720017.or.jp/>
2019年1月発行



年頭にあたり



明けましておめでとうございませう。組合員の皆様におかれましては、良き新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。平素は森林組合の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年末の寒波が心配ではありませんでしたが、大したこともなく、穏やかな新年のスタートとなりました。

さて、「災」が2018年の「今年の漢字」の1位に選ばれたように、昨年も日本列島が自然災害に見舞われた年となつてしまいました。2月の福井県と石川県で発生した豪雪災害、6月の大坂北部地震災害、7月の西日本豪雨災害、9月の台風21号災害と北海道胆振東部地震災害、と例年よりも多くの自然災害が発生した年になったのではないのでしょうか。

特に京都府では台風21号による被害が甚大で、鞍馬や貴船、花脊などの京都

市北部地域を中心に、数百ヘクタールの森林が暴風により薙ぎ倒されてしまいました。森林所有者の中には「もうどうすることも出来へんし、このまま置いとかなんとしやあないな」という方もいらつしやると聞きます。せつかく育てた木が一瞬にして倒れたりしてしまつたわけですから、森林に対する熱意が無くなつてしまふ所有者がいらつしやるのも無理はないかと思ひます。

今年もまた、いづどんな災害が発生するかはわかりません。しかし、どんな災害が起ころうと、これまで大切に育ててこられた森林を守ることが森林組合の使命です。今年もこれまで通り、必要な時期に間伐などの施業をご提案させていただき、組合員の皆様が所有する森林の機能と価値を高め、かつ、自然災害が発生した時のことも考え、森林保険の加入を勧めるなど、万が一にも備えてまいりたいと思ひます。

最後になりましたが、平成から新元号へと変わるこの1年が、皆様にとつて幸多き年となりますことをご祈念申し上げます。まして、新年の挨拶とさせていただきます。

(宇野)

森林・林業の動向

2019年は国の林業施策が大きく変わる年になりそうです。と言いますのも、森林だより115号でお知らせしましたように、「森林環境税」がいよいよ施行されます。これと同時に林野庁が「新たな森林管理システム」を開始します。詳細は115号をご覧いただければと思いますが、この「森林環境税」は南丹市へ交付され、「新たな森林管理システム」も南丹市が主体となり事業を進めていくと聞いております。現段階では、この環境税を使い具体的にどのような事業を実施していくかは未確定とのことですが、南丹市の森林・林業を活性化していくよう、森林整備や既存道の補修事業などに使つていただくことを要望をしておりますし、今後も様々な提案をしていきたいと考えております。

この環境税が新たに創設されたことにより、従来からある森林整備補助金に影響が及び、減額されるのではないかと懸念もありましたが、現段階では2019年度の予算も対前年比約110%と、順調に予算配当されております。しかし、数年前から補助金額は徐々に減額

されており、当初予算だけを見ると数年前の補助配当額の半分以上の額になっております。

国の財政状況を見ると、今後ますます予算額は厳しくなっていくと考えるのが妥当かと思えます。そのため、日吉町管内の森林整備についても、補助額が減っていくという前提のもとで、組合員の皆様の森林を適正に整備していく方法を考えていかなければいけない状況になってくると予想されます。

とは言うものの、森林整備事業については、これまで補助金を最大限活用し森林作業道の整備や間伐などを進めてきましたので、補助金が減ってくるとは言え「じゃあ明日から補助金なしで整備を実施していこうか」と言うわけにはいきません。

これまでに森林作業道を整備した森林については、その周辺であれば木材の売上代金だけで森林整備を実施し、かつ、売上代金の一部を御返却させていただけるとはなりません。しかし、伐捨間伐の面積が広がったり、新たに森林作業道を開設しなければいけない森林については、木材売上代金だけでは作業が出来ず、補助金を活用しなければいけないと

というのが実情です。

したがって、今後は万が一のことを考え、補助金を使わずとも森林整備が出来る森林を増やし、また、限られた補助予算を出来るだけ多くの森林で使えるような工夫をしてまいります。そして、これまでと同様に森林の価値を高めるために必要な作業を行い、皆様の森林を守っていきたいと思えます。(小林)

組合の仕事は高い?!

昨年の12月に開かれた定例理事会において、ある理事より「森林組合が家の裏の危険木などを処理してくれることは、非常に有り難い。しかし、そういった作業の所有者への負担が高いという話を、地区の寄り合いなどで言われた。

大変危険な作業であることは重々理解はしているが、そういった声があるということも事実であり、出来る限りの努力はしていただきたい。」と要望を頂きました。また別の理事からも「私も寄り合いで同じような事を言われた。」との話がありました。

家の裏の危険木伐採は、機械が入らない場所がほとんどで、どうしても全て人

力で作業せざるを得ない場合が多くあります。また、チェーンソーで簡単に倒せる場合はほとんどなく、家の方に傾いている木を反対の斜面に引っ張り込んで倒さないといけなかったり、木の上に人が登り、幹を短く切断しながら、ロープを使ってその切断した幹を地上に降ろさなといけないといった場合もあります。さらには、伐った木を全て持ち出して処分してほしいというご要望をいただくこともあり、どうしても作業賃というのは通常の森林整備より高くなってしまっています。

また、危険木の伐採だけに限らず、チェーンソーを使う林業の伐採作業は常に危険と隣り合わせで、伐木作業における労働災害発生率も非常に高く、労働災害保険の掛け率は全産業で最も高い区分となっており、日吉町森林組合では、安全は全てに優先する」をスローガンに、労働災害ゼロを目指して日々事業を運営しております。したがって、安全を無視した作業による効率アップを職員には求めておりません。

また、労働賃金を安くすれば、作業賃も安くすることが出来るという考えもありますが、森林組合では「お客様良し」、

「地域良し」、「従業員良し」という「三方良し」の経営理念を掲げており、職員やその家族が安心して生活出来る職場作りを目指しております。そのため、全産業と比較して安すぎる賃金というのはいけないと考えております。

だからといって、「組合の作業賃が高いのは仕方ないんですよ」と言うつもりは全くありません。安全に配慮しつつ如何に効率を上げられるかを職員全員で考え、少しでも皆様のご負担が少なくなるよう、また、少しでも多くの木材売上代金をご返却できるよう努力してまいります。



(小林)

「森の道具屋」からのお知らせ

キノコ菌及び原木の販売について

今年も以下の種類を販売いたします。
シイタケ菌

- ・ 115番 (肉厚で人気No.1品種)
 - ・ 240番 (傘が広く干し椎茸に最適)
- 両種類とも500コマ (1,697円税込) と1000コマ (3,086円税込) があります。

ナメコ菌

- ・ 早生ナメコ菌 (別名ジャンボナメコ)
- ナメコ菌は500コマ (1,697円税込) のみとなっております。

シイタケ原木

- ・ 原木 (580円税込/本)
 - ・ 菌入原木 (850円税込/本)
- 菌入原木のシイタケ菌は、115番 (肉厚) の早生の菌になっております。

例年皆様からご好評いただいております。3月上旬を過ぎると完売してしまいます。ご入り用の方は、お早めにお買い求めいただいた方がよろしいかと思っております。

薪の販売について

薪ストーブやお風呂用の薪を販売しております。1年間乾燥させた薪です。

で、すぐにお使いいただけます。

- ・ 1束：545円/税込

(小笠原)



山林移動届等の提出について

左記の事柄について該当される方がおられましたら、組合までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

名義人が高齢などの理由で家族内で名義を変更した
名義人が亡くなられたので相続をした
共有林の代表や会計が変更になった
売買・贈与などで山の面積が増えたり、減ったりした
引っ越しをされ住所が変更になった

(出野)



その他のお知らせ

山林所得の確定申告と伐採証明

毎年のこととなりますが、2月中旬に
なりますと確定申告が始まります。山林
を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡
したりして生じる所得（山林所得）は、
他の所得とは合計せず異なった計算方法
（5分5乗方式）により税額を計算し、
確定申告を行うこととなっております。
しかし、山林所得すべてにおいて必ず確
定申告をしないとイケないということ
はありません。

課税対象になる山林所得は、総収入金
額から**必要経費**と**特別控除額**を差し引い
た額と定められています。まず「必要経
費」というのは、伐採費や搬出費、仲介
手数料の譲渡費用などの事を言います
が、これ以外に特例として「概算経費控
除」というものも「必要経費」に含める
ことが出来ます。この「概算経費控除」
とは、収入金額から譲渡費用を差し引い
た金額の50%に相当する金額を概算の
経費とすると言うものです。

次に、「特別控除額」についてですが、
これは国において「最高50万円」まで

を特別控除額とすると定められておりま
す。

以上のことから、山林所得が100万
円あった場合、「概算経費控除」で50
万円が必要経費とみなされ、50万円が
特別控除額とされるので、山林所得額は
0円とされます。なので100万円以下
であれば課税されません。と、いうこと
になります。

さらに、「森林計画特別控除」という
制度があり、経営計画に基づき伐採や譲
渡をした場合には、先の「概算経費控除」
が20%アップして、70%まで認めて
もらえます。この場合だと、約170万
円まで課税されない計算になります。た
だし、この制度を利用する場合には、南
丹市が発行する「伐採（譲渡）証明申請」
などの書類を税務署へ提出する必要があ
ります。

これに関して、組合では代筆サービ
スを行っております。平成30年に課税対
象山林所得があった方（経営計画の立案
が前提条件となります）は、組合へお
越しいただくと、証明書の代筆をさせて
いただきます。その際、印鑑と収入証紙
代、証明手数料が必要となります。

以上の説明は、国税庁のホームページ

より抜粋したものですので、少しでも不
明な点等がございましたら、税務署へ直
接お問い合わせいただくということが確
実かと思えます。
(仲上)

平成31年 大犯土表

大つち・小つち・土用の間は木や竹
を伐ると虫が入りやすく腐りやすい
なので、除伐や下刈りなどはこの時
期に行うと早く腐るのでよい
大つち・小つち・土用、いずれも土
を動かすことは悪いと言われる
提供・(株)北桑木材センター

月	大つち	小つち	土用	木の採れる日
1			17~31	1~16
2	2~8	10~16	1~3	17~28
3				1~31
4	3~9	11~17	17~30	1~2
5			1~5	6~31
6	2~8	10~16		1/17~30
7			20~31	1~19
8	1~7	9~15	1~7	16~31
9	30			1~29
10	1~6	8~14	21~31	15~20
11	29~30		1~7	8~28
12	1~5	7~13		14~31

(資料提供・北桑木材センター H31,1,8)

スギ	中目	4 m x 1 8 ~ 2 4 c m	11,500 ~ 12,000	・スギ
	"	4 m x 2 4 ~ 3 0 c m	13,000 ~ 16,000	太材は相変わらず売りにくい
	柱	3 m x 1 6 ~ 2 0 c m	20,000 ~ 30,000	
	柱	6 m x 1 6 ~ 2 0 c m	13,000 ~ 15,000	4m24cm ~ 30cmは高値
ヒノキ	柱	3 m x 1 6 ~ 2 0 c m	13,000 ~ 15,000	・ヒノキ
	"	6 m x 1 6 ~ 2 0 c m	18,000 ~ 20,000	一般的に安値
	中目	4 m x 1 8 ~ 2 4 c m	16,000 ~ 18,000	
	土台	4 m x 1 4 ~ 1 6 c m	15,000 ~ 17,000	

NHKの「チコちゃんに叱られる」という番組をご存じでしょうか。5歳の女の子のチコちゃんが、普段使っている言葉や世の中の常識となっている事柄について「ねえねえ、何で は っ て呼ばれているの?」と、ゲストタレントに質問を投げかけ、ゲストタレントが答えられなければ「ポーツと生きてんじやねえよー!」と、少し過激な言い方で叱りつけるという番組です。

チコちゃんと同じ5歳の娘が好きでよく観ているのですが、質問の内容は大人でも答えられない内容ですから、私も勉強になるので奥さんに録画をしておいてもらって、休みの日などの空いた時間に娘と一緒に観ています。

森林整備のためのスギ・ヒノキの調査は、決まった項目(成立本数、胸高直径、樹高など)の計測を繰り返し行います。また、1日の調査量もある程度の量をこなさないといけないため、動もするとそれだけに思考がいつてしまい、それ以外の事柄に疑問や興味を持つ事を忘れてしまいます。

ですから、「チコちゃん」のように「ね

えねえ、何で落ち葉のように木の葉っぱは秋になると落ちるの?」なんて事を聞かれたら、その正確な理由をすぐに回答できるかと言われると、正直自身がありません。

そうやって考えると、普段当たり前のように目にしている森林や木、木材、土壌など仕事に関係する事柄についても、その本質を知らないことが如何に多いかと言うことが分かります。

新しい年が始まりましたが、何事にも疑問も興味も持たずに、これまで当たり前だつた事を、「これまで通り」「当たり前」と思つて過ごしてしまうと、あつと言う間に1年が過ぎ年末にはチコちゃんに「ぼーつと生きてんじやねえよー!」と叱られてしまいます。

今年の年末には「今年も充実した1年やつたなあ」と自分で言えるよう、1日を大事にぼーつとすることなく過ごして行きたいと思ひます。

(小林)

